

介護保険 の利用 について

— 生きがい・安心・自立支援 —
地域のちからで支え合う、明るく楽しい健やかな社会



みんなで作る恵み豊かな温もりのまち “みさき”

岬 町

介護保険制度の改正について

平成12年度から始まった介護保険制度は、3年ごとに制度改正が行われています。令和6年度（2024年度）からの主な改正点は次のとおりです。

●令和6年度から令和8年度（第9期）の介護保険料が決まりました。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和3年度から令和5年度（第8期）と比べて介護保険料の所得段階が多段階の設定になったことにより、より所得に応じた介護保険料となりました。なお、所得の低い方に対しては、引き続き公費による負担軽減が図られています。

●介護報酬が改定されました。

介護職員の処遇改善等のため、介護報酬の改定率はプラス1.59%となり、令和6年度介護報酬改定で介護保険サービスにかかる費用が変わりました。そのため、サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わります。

●介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業所にも依頼できるようになりました。

今までの地域包括支援センターに加えて、これからは、市町村から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に、介護予防ケアプランの作成を直接依頼できるようになりました。

●福祉用具貸与の対象用具の一部について、貸与または購入を選択できるようになりました。

今まで福祉用具貸与の対象となっていた、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉杖を除く）と多点杖の利用方法について、貸与または購入を選択することができます。

●介護保険施設を利用したときの居住費の基準費用額が変わります。（令和6年8月から）

光熱水費等の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図るため、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）を利用する際（ショートステイを含む）に支払う居住費（滞在費）の基準費用額が、1日当たり60円ずつ増額となります。なお、食費に変更はありません。

これに伴い、所得の低い方に対する所得区分に応じた負担限度額の金額も変更となります。

お問い合わせ

〒599-0392

大阪府泉南郡岬町深日2000番地の1

電話：072-492-2703（介護保険）

072-492-2716（高齢福祉）

FAX：072-492-5814

介護サービス等の利用の手続き

1

相談する

まずは、岬町社協地域包括支援センター（☎072-425-9058）や岬町役場高齢福祉課（☎072-492-2703）に相談しましょう。

●介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する場合

介護サービス、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）の利用を希望する場合や、支援や介護が必要と思われる場合は「要介護認定」の申請をします。→2. 「申請する」へ

●「一般介護予防事業」の利用を希望する場合

要介護認定を受けなくても、介護予防のための体操教室等に参加することができます。

申請する

2

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、岬町役場高齢福祉課に「要介護認定」の申請をしましょう。申請は本人または家族が行いますが、申請に行くことができない場合などには、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設に、申請を代行してもらうこともできます。また、65歳以上の人は介護が必要になった原因は問われませんが、40歳から64歳までの人は老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要であると認定される必要があります。

申請に
必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書（高齢福祉課の窓口またはホームページに掲載）
- 介護保険被保険者証（65歳以上のかた）
- 医療保険被保険者証

要介護認定が行われます

3

●認定調査／主治医意見書

岬町の職員が自宅や入所施設等を訪問し、心身の状況について本人や家族等から聞き取り調査を行います。

また、主治医に心身の状況について意見書（主治医意見書）を作成してもらいます。主治医がない場合は岬町の指定した医師が診断します。

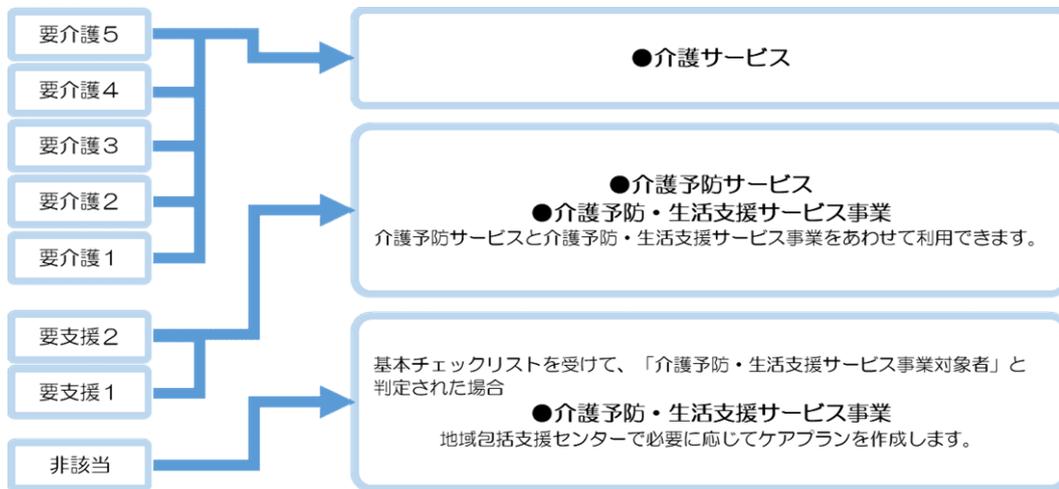
●審査・判定

認定調査の結果と主治医意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。

4

認定結果の通知

認定結果は、原則として申請から30日以内に、「認定結果通知書」で通知されます。要介護状態区分の記載がある介護保険被保険者証が交付されますので、内容を確認しておきましょう。なお、認定までに30日以上を要すると見込まれる場合は、「介護保険要介護認定・要支援認定等延期通知書」を郵送し、認定までに要する見込み期間とその理由をお知らせします。



5

ケアプランを作成します

●要介護1～5

居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼して、利用するサービスを決め、ケアプラン（介護サービス計画）を作成します。サービス内容が決まったら、サービス事業所と利用の契約をします。特別養護老人ホーム等の施設サービスを利用する場合は、入所を希望する介護保険施設のケアマネジャーがケアプランを作成します。

●要支援1・2

地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に、介護予防ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成を依頼します。

※介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスまたは通所型サービスのみの利用の場合は、地域包括支援センターに依頼します。

6

サービスを利用します

サービス事業者に被保険者証と負担割合証を提示して、ケアプランにもとづいた介護保険サービスを利用します。利用者負担は介護サービスにかかった費用の1割です。一定以上の所得がある場合は2割、または3割です。

7

有効期間が過ぎる前に

認定は有効期間があります。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了前に更新などの申請をしてください。

介護サービスの種類

介護保険で利用できるサービスには「在宅で利用する」「通って利用する」「施設に入所する」など、利用者の状況に合わせた様々な種類があります。在宅で利用する場合は、利用者の希望に合わせ、サービスを組み合わせて利用することもできます。地域密着型サービスは、原則として所在市町村の住民（被保険者）が利用できます。

自己負担のめやすは、1単位あたりの地域単価を10円、自己負担額は1割として計算しており、介護度や利用時間により異なります。また、わかりやすくするために加算等は除いて計算しています。なお、岬町内にはない介護サービスも掲載しています。

サービスの種類	介護サービス		介護予防・生活支援サービス	
	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護 ●訪問型サービス 	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・排泄などの身体介護、掃除・洗濯などの生活援助を行います。		ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・排泄などの身体介護、掃除・洗濯などの生活援助を行います。
	▶自己負担のめやす（1割負担の場合）		▶自己負担のめやす（1割負担の場合）	
	身体介護(20~30分未満)	244円	身体介護を含む場合	287円
	生活援助(20~45分未満)	179円	生活援助(20~45分未満)	179円
	通院などの介助のための乗車・降車の介助(1回)	97円		
サービスの種類	介護サービス		介護予防サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問入浴介護 ●介護予防訪問入浴介護 	介護職員や看護師が浴槽を積んだ入浴車などを運んで自宅を訪問し、入浴の介助を行います。		介護職員や看護師が浴槽を積んだ入浴車などを運んで自宅を訪問し、入浴の介助を行います。	
	▶自己負担のめやす（1割負担の場合）		▶自己負担のめやす（1割負担の場合）	
	1回につき	1,266円	1回につき	856円
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問リハビリテーション ●介護予防訪問リハビリテーション 	理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。		理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。	
	▶自己負担のめやす（1割負担の場合）		▶自己負担のめやす（1割負担の場合）	
	1回につき	308円	1回につき	298円
<ul style="list-style-type: none"> ●訪問看護 ●介護予防訪問看護 	看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をします。		看護師などが自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をします。	
	▶自己負担のめやす（1割負担の場合） (30分~1時間)		▶自己負担のめやす（1割負担の場合） (30分~1時間)	
	病院・診療所の場合	574円	病院・診療所の場合	553円
	指定訪問看護 ステーションの場合	823円	指定訪問看護 ステーションの場合	794円
<ul style="list-style-type: none"> ●居宅療養管理指導 ●介護予防居宅療養管理指導 	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。		医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	
	▶自己負担のめやす（1割負担の場合）		▶自己負担のめやす（1割負担の場合）	
	医師・歯科医師などによる指導	515円	医師・歯科医師などによる指導	515円
<ul style="list-style-type: none"> ●福祉用具貸与 ●介護予防福祉用具貸与 	車いす、特殊寝台などの福祉用具を貸与します。月々の「在宅サービス」の支給限度額の範囲内で利用します。			
	※貸出料は用具の種類や事業所によって異なります。			
	※要介護度により利用が制限される場合があります。			
<ul style="list-style-type: none"> ●特定福祉用具購入 ●特定介護予防福祉用具購入 	福祉用具のうち入浴または排泄に使用するなど、貸与になじまない福祉用具の購入費用を支給します。月々の「在宅サービス」の支給限度額にかかわらず、年間（4月~翌年3月）で10万円（利用者負担1割から3割を含む）を限度額とします。			
	※指定事業所での購入のみが対象になります。※要介護度により利用が制限される場合があります。			
<ul style="list-style-type: none"> ●住宅改修費の支給 ●介護予防住宅改修費の支給 	手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修に対して、月々の「在宅サービス」の支給限度額にかかわらず、20万円を限度として（利用者負担1割から3割を含む）支給します。工事を始める前に市区町村へ事前申請が必要になります。			
施設内で利用する	介護サービス		介護予防サービス	
<ul style="list-style-type: none"> ●特定施設入居者生活介護 ●介護予防特定施設入居者生活介護 	有料老人ホームや軽費老人ホームなどの特定施設に入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けます。		有料老人ホームや軽費老人ホームなどの特定施設に入居している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練を受けます。	
	▶自己負担のめやす（1割負担の場合） (1日につき)		▶自己負担のめやす（1割負担の場合） (1日につき)	
	要介護1~要介護5	542~ 813円	要支援1	183円
			要支援2	313円
	※入居費用、食費、おやつ代やその他の日常生活費は別途自己負担になります。			

施設に通い（泊まり）利用する

サービスの種類	介護サービス	介護予防・生活支援サービス						
<ul style="list-style-type: none"> ●通所介護（デイサービス） ●通所型サービス 	<p>通所介護施設に通い、日帰りて入浴や食事の提供など日常生活上の介護を受けます。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （4～5時間未満）</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1～要介護5</td> <td>388～ 617円</td> </tr> </table>	要介護1～要介護5	388～ 617円	<p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1</td> <td>436円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>447円</td> </tr> </table>	要支援1	436円	要支援2	447円
要介護1～要介護5	388～ 617円							
要支援1	436円							
要支援2	447円							
<p>※費用は施設の種類によって異なります。※送迎の費用は含まれます。※食費は別途自己負担となります。※栄養改善、口腔機能向上などの追加サービスを受けた場合には、別途費用がかかります。</p>								
サービスの種類	介護サービス	介護予防サービス						
<ul style="list-style-type: none"> ●通所リハビリテーション（デイケア） ●介護予防通所リハビリテーション 	<p>医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りてリハビリテーションを受けます。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （4～5時間未満）</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1～要介護5</td> <td>553～ 957円</td> </tr> </table>	要介護1～要介護5	553～ 957円	<p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1か月につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1</td> <td>2,268円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>4,228円</td> </tr> </table>	要支援1	2,268円	要支援2	4,228円
要介護1～要介護5	553～ 957円							
要支援1	2,268円							
要支援2	4,228円							
<p>※送迎の費用は含まれます。 ※食費は別途自己負担となります。 ※栄養改善、口腔機能向上などの追加サービスを受けた場合には、別途費用がかかります。</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所生活介護（ショートステイ） ●介護予防短期入所生活介護 	<p>短期間、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに入所して、日常生活上の介護やリハビリテーションを受けます。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1～要介護5</td> <td>746～ 1,028円</td> </tr> </table>	要介護1～要介護5	746～ 1,028円	<p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1・2</td> <td>561～ 681円</td> </tr> </table>	要支援1・2	561～ 681円		
要介護1～要介護5	746～ 1,028円							
要支援1・2	561～ 681円							
<p>※費用は施設の種類によって異なります。 ※食費・滞在費は別途自己負担となります。</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所療養介護（ショートステイ） ●介護予防短期入所療養介護 	<p>短期間、介護老人保健施設などに入所して、介護や医療上のケアを受けます。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1～要介護5</td> <td>902～ 1,161円</td> </tr> </table>	要介護1～要介護5	902～ 1,161円	<p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1・2</td> <td>632～ 778円</td> </tr> </table>	要支援1・2	632～ 778円		
要介護1～要介護5	902～ 1,161円							
要支援1・2	632～ 778円							
<p>※費用は施設の種類によって異なります。 ※食費・滞在費は別途自己負担となります。</p>								

サービスの種類	介護サービス	介護予防サービス						
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応型通所介護 ●介護予防認知症対応型通所介護 	<p>認知症の高齢者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練などを受けます。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （4～5時間未満）</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1～要介護5</td> <td>569～ 799円</td> </tr> </table>	要介護1～要介護5	569～ 799円	<p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （4～5時間未満）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1</td> <td>497円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>551円</td> </tr> </table>	要支援1	497円	要支援2	551円
要介護1～要介護5	569～ 799円							
要支援1	497円							
要支援2	551円							
<p>※食費は別途自己負担となります。</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ●認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ●介護予防認知症対応型共同生活介護 	<p>認知症の高齢者が少人数で共同生活しながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1～5</td> <td>753～845円</td> </tr> </table>	要介護1～5	753～845円	<p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援2</td> <td>749円</td> </tr> </table> <p>●要支援1の方は利用できません。</p>	要支援2	749円		
要介護1～5	753～845円							
要支援2	749円							
<p>※入居費用、食費、おやつ代やその他の日常生活費は別途自己負担となります。</p>								
<ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型居宅介護 ●介護予防小規模多機能型居宅介護 	<p>「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などを受けます。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1か月につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1～要介護5</td> <td>10,458～ 27,209円</td> </tr> </table>	要介護1～要介護5	10,458～ 27,209円	<p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1か月につき）</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1</td> <td>3,450円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>6,972円</td> </tr> </table>	要支援1	3,450円	要支援2	6,972円
要介護1～要介護5	10,458～ 27,209円							
要支援1	3,450円							
要支援2	6,972円							
<p>※送迎の費用は含まれます。 ※食費や宿泊費は別途自己負担となります。</p>								

地域密着型サービス

サービスの種類	介護サービス							
<p>●夜間対応型訪問介護</p>	<p>夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行います。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （オペレーションセンターを設置している場合）</p> <table border="1" data-bbox="453 199 912 311"> <tr> <td>基本夜間対応型訪問介護</td> <td>989円（1か月）</td> </tr> <tr> <td>定期巡回サービス</td> <td>372円（1回）</td> </tr> <tr> <td>随時訪問サービス</td> <td>567円（1回）</td> </tr> </table> <p>※定期的または必要に応じてこのサービスを受ける場合は追加費用がかかります。 ※オペレーションセンターとは、電話を受け付けるセンターのことです。</p> <p>●要支援1・2の方は利用できません。</p>		基本夜間対応型訪問介護	989円（1か月）	定期巡回サービス	372円（1回）	随時訪問サービス	567円（1回）
基本夜間対応型訪問介護	989円（1か月）							
定期巡回サービス	372円（1回）							
随時訪問サービス	567円（1回）							
<p>●地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>小規模な有料老人ホーム（定員29人以下）などに入居している方に介護や機能訓練、療養上の世話などを行います。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1" data-bbox="453 479 912 517"> <tr> <td>要介護1～5</td> <td>546～820円</td> </tr> </table> <p>※入居費用、食費、おやつ代やその他日常生活費は別途自己負担となります。</p> <p>●要支援1・2の方は利用できません。</p>		要介護1～5	546～820円				
要介護1～5	546～820円							
<p>●地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</p>	<p>小規模な特別養護老人ホーム（定員29人以下）などに入所している方に介護や機能訓練、療養上の世話などを行います。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1日につき）</p> <table border="1" data-bbox="453 680 912 757"> <tr> <td>要介護3～要介護5</td> <td>682～ 971円</td> </tr> </table> <p>※原則要介護3以上の方が利用できます。 ※費用は施設の種類によって異なります。 ※食費・居住費は別途自己負担となります。</p> <p>●要支援1・2の方は利用できません。</p>		要介護3～要介護5	682～ 971円				
要介護3～要介護5	682～ 971円							
<p>●定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や、通報による訪問で、介護と看護の連携したサービスを行います。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1か月につき）</p> <table border="1" data-bbox="453 904 1015 981"> <tr> <td>介護のみの場合</td> <td>5,446～24,692円</td> </tr> <tr> <td>介護と看護利用の場合</td> <td>7,946～28,298円</td> </tr> </table> <p>●要支援1・2の方は利用できません。</p>		介護のみの場合	5,446～24,692円	介護と看護利用の場合	7,946～28,298円		
介護のみの場合	5,446～24,692円							
介護と看護利用の場合	7,946～28,298円							
<p>●看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>小規模多機能型居宅介護に訪問看護の機能を付加した介護サービスを行います。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （1か月につき）</p> <table border="1" data-bbox="453 1135 1015 1173"> <tr> <td>要介護1～要介護5</td> <td>12,447～31,408円</td> </tr> </table> <p>※送迎の費用が含まれます。 ※食費・宿泊費は別途自己負担となります。</p> <p>●要支援1・2の方は利用できません。</p>		要介護1～要介護5	12,447～31,408円				
要介護1～要介護5	12,447～31,408円							
<p>●地域密着型通所介護</p>	<p>小規模の通所介護施設（定員18人以下）に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けられます。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合） （4～5時間未満）</p> <table border="1" data-bbox="453 1341 1015 1379"> <tr> <td>要介護1～要介護5</td> <td>436～695円</td> </tr> </table> <p>●要支援1・2の方は利用できません。</p>		要介護1～要介護5	436～695円				
要介護1～要介護5	436～695円							

サービスの種類	介護サービス			
<p>●介護老人福祉施設</p>	<p>常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けながら生活する施設です。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合）</p> <table border="1" data-bbox="427 1621 987 1659"> <tr> <td>月額</td> <td>815～955円</td> </tr> </table> <p>※原則要介護3以上の方が利用できます。 ※費用はサービス内容や施設によって異なります。 ※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。</p>		月額	815～955円
月額	815～955円			
<p>●介護老人保健施設</p>	<p>病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受けながら在宅復帰を目指す施設です。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合）</p> <table border="1" data-bbox="427 1818 987 1856"> <tr> <td>月額</td> <td>913～1,018円</td> </tr> </table> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p>		月額	913～1,018円
月額	913～1,018円			
<p>●介護医療院</p>	<p>日常的な医療管理が必要な重介護の方が入所して、長期療養のための医療や日常生活の介助などを受けながら生活する施設です。</p> <p>▶自己負担のめやす（1割負担の場合）</p> <table border="1" data-bbox="427 2038 987 2076"> <tr> <td>月額</td> <td>850～1,392円</td> </tr> </table> <p>※費用はサービス内容や施設によって異なります。 ※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p>		月額	850～1,392円
月額	850～1,392円			

地域密着型サービス

施設へ入所する

施設サービスを利用した場合の利用者負担

施設サービス費用の一部（利用者負担）と居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。

1. 居住費(滞在費)、食費のめやす【日額】

利用者の負担額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用となります。

多床室（相部屋）の場合は、光熱水費相当、ユニット型個室（少人数ごとに共有リビングあり）など個室の場合は室料と光熱水費が居住費（滞在費）に含まれます。

（令和6年8月から）

利用者負担額	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型 個室	ユニット型個室的 多床室	従来型 個室	多床室	
居住費（滞在費）と 食費の標準的な費用	2,066円	1,728円	(1)1,231円 (2)1,728円	(1)915円 (2)437円	1,445円

※(1)は特別養護老人ホーム・短期入所型生活介護の場合、(2)は介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合の額です。

2. 所得の低い方は居住費(滞在費)・食費の負担限度額【日額】が軽減されます

所得の低い方は、申請による負担限度額認定がされた場合、下表の限度額までの負担となります。

（令和6年8月から）

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費の 限度額 ()は ショートステイ
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的 多床室	従来型 個室	多床室	
第1段階 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が 住民税非課税の方 ・生活保護受給者など	880円	550円	(1) 380円 (2) 550円	0円	300円
第2段階 ・世帯全員が住民税非課税で前年の 公的年金等収入額+その他の合計 所得金額が80万円以下の方	880円	550円	(1) 480円 (2) 550円	430円	390円 (600円)
第3段階① ・世帯全員が住民税非課税で前年の 公的年金等収入額+その他の合計 所得金額が80万円超120万円 以下の方	1,370円	1,370円	(1) 880円 (2) 1,370円	430円	650円 (1,000円)
第3段階② ・世帯全員が住民税非課税で前年の 公的年金等収入額+その他の合計 所得金額が120万円超の方					1,360円 (1,300円)

※一定以上の預貯金などの資産がある方は対象外となります。

※世帯分離していても、配偶者が課税の場合は対象外となります。

※(1)は特別養護老人ホーム・短期入所型生活介護の場合、(2)は介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合の額です。

○住民税課税層における居住費（滞在費）・食費の特例減額措置

本人または世帯員が市町村民税を課税されている高齢者夫婦等世帯であっても、要件に該当する場合には、市区町村に申請することで第3段階の負担軽減を受けることができます。詳細については、お問合せください。

○社会福祉法人等による利用者負担軽減

市町村民税非課税者で、収入、資産等の要件を満たし市町村が生計困難と認めた方が対象です。利用者負担分、居住費（滞在費）・食費について、原則として利用者負担の1/4が減額されます。（老齢福祉年金受給者は原則1/2）要件に該当する場合には、市区町村に申請し、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」の交付を受けます。詳細については、お問合せください。

サービスにかかる費用

●利用者負担の割合

サービスを利用した場合、原則として費用の一部を負担して、残りは介護保険から給付されます。



※合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額を用います。

※課税年金収入額とは、老齢（退職）年金など、課税対象となる公的年金等の年金額のことです。
 ※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことです。

※64歳以下の第2号被保険者、生活保護法に規定する被保護者は1割負担です。

●居宅サービスの利用者負担

居宅で受けるサービスには、要介護状態の区分ごとに1か月あたりの支給限度額が定められています。限度額を超えてサービスを利用した時は、超えた分が全額自己負担となります。ただし、施設に通ったり、宿泊したりするサービスについては、食費や滞在費などの費用も自己負担となります。

要介護状態区分	支給限度額（1か月）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円



※表の支給限度額は、1単位＝10円で算出しています。

支給限度額に含まれないサービス（※介護予防サービス、地域密着型の該当サービス含む）

- 特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給 ●居宅療養管理指導 ●認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用以外） ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設
- 介護医療院

利用者負担を軽減します（申請が必要です）

1. サービスの利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が上限を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。

●利用者負担の上限

利用者負担段階区分		上限額（世帯合計）
市町村民税が課税の世帯で、 右記に該当する65歳以上の人が 世帯にいる場合	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円（世帯）
	課税所得380万円(年収約770万円)以上 690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円（世帯）
	課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円（世帯）
一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		44,400円（世帯）
市町村民税が非課税の世帯等		24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ●課税年金収入額+その他の合計所得が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者 		15,000円（個人）
生活保護の受給者 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合		15,000円（世帯）

※市町村に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。

高額介護サービス費の対象とならない費用

- 支給限度額を超えた利用者負担
- 居住費、食費、日常生活費
- 住宅改修や福祉用具購入の費用

2. 介護保険と医療保険の利用者負担額が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費（介護保険）、高額療養費（医療保険）を適用したあとの年間（8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して下記限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

●70歳未満の人がいる世帯

所得区分	限度額
基礎控除後の所得が901万円超	212万円
基礎控除後の所得が600万円超901万円以下	141万円
基礎控除後の所得が210万円超600万円以下	67万円
基礎控除後の所得が210万円以下	60万円
市町村民税 非課税世帯	34万円

●70歳以上の人がある世帯

所得区分	限度額
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上 690万円未満	141万円
課税所得145万円以上 380万円未満	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円